

四半期報告書

(第145期第2四半期)

株式会社 **ニコン**

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	7
第4 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【株価の推移】	16
3 【役員の状況】	16
第5 【経理の状況】	17
1 【四半期連結財務諸表】	18
2 【その他】	29
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	30

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月12日

【四半期会計期間】 第145期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

【会社名】 株式会社ニコン

【英訳名】 NIKON CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役取締役社長兼CEO兼COO 荻 谷 道 郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内3丁目2番3号

【電話番号】 03(3214)5311(案内台)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理部ゼネラルマネジャー 橋 爪 規 夫

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内3丁目2番3号

【電話番号】 03(3214)5311(案内台)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理部ゼネラルマネジャー 橋 爪 規 夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第145期 第2四半期 連結累計期間	第145期 第2四半期 連結会計期間	第144期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (百万円)	487,141	249,271	955,791
経常利益 (百万円)	53,102	23,990	120,139
四半期(当期)純利益 (百万円)	33,624	15,670	75,483
純資産額 (百万円)	—	406,892	393,125
総資産額 (百万円)	—	865,721	820,621
1株当たり純資産額 (円)	—	1,026.01	983.94
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	84.78	39.60	189.00
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	81.29	37.98	181.23
自己資本比率 (%)	—	47.0	47.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	16,383	—	120,839
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 24,209	—	△49,783
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 15,169	—	△38,664
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	89,071	112,957
従業員数 (名)	—	25,208	25,342

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	25,208
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	5,101
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
精機事業	52,556
映像事業	144,113
インストルメンツ事業	6,907
その他事業	6,630
合計	210,207

(注) 金額は、製造者販売価格によって算出し、付属品仕入額を含み、消費税等は含んでおりません。

(2) 受注実績

当社グループは見込生産を主としておりますので記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
精機事業	59,302
映像事業	172,345
インストルメンツ事業	12,238
その他事業	5,385
合計	249,271

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 金額には消費税等は含んでおりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 当第2四半期連結会計期間の経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日）は、精機事業では、液晶パネルメーカーの投資は堅調でしたが、半導体メーカーの設備投資抑制の影響を受けました。映像事業では、世界的な景気減速が見られたものの、引き続き堅調な販売を維持しました。インストルメンツ事業では産業機器市場の設備投資抑制の影響を受けました。これらの結果、連結売上高は2,492億71百万円となり、連結営業利益は対ドルにおける円高の影響などもあり、253億49百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

精機事業は、液晶露光装置は堅調でしたが、半導体露光装置は投資抑制の影響を受け、精機事業全体では前年同期比で減収減益となりました。

映像事業は、デジタル一眼レフカメラでは7月に「D700」、9月には「D90」を発売したほか、既存機種の販売も好調に推移しました。コンパクトデジタルカメラも「COOLPIX S60」を始めとする新製品に加え、前期末に市場投入した各機種の販売が、引き続き堅調で、売上げを伸ばしました。映像事業全体では前年同期比で増収増益となりました。

インストルメンツ事業は、生物顕微鏡が堅調に推移しましたが、測定機及び半導体検査装置などは設備投資抑制の影響を受け、前年同期比で減収減益となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

日本

デジタル一眼レフカメラの売上げが堅調に推移しました。また、液晶露光装置が売上げを伸ばしましたが、半導体露光装置は投資抑制により伸び悩みました。

北米

デジタル一眼レフカメラ、コンパクトデジタルカメラともに売上げを伸ばしました。

欧州

デジタル一眼レフカメラを中心に映像事業製品が売上げを伸ばしました。

アジア・オセアニア

中国を中心にデジタル一眼レフカメラ、コンパクトデジタルカメラの売上げが堅調に推移しました。

(2) 当第2四半期連結会計期間末の財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における総資産の残高は、対前連結会計年度末比450億99百万円増加し、8,657億21百万円となりました。これは、現金及び預金が減少した一方、たな卸資産並びに有形固定資産が増加したことが主な要因であります。

当第2四半期連結会計期間末における負債の残高は、対前連結会計年度末比313億32百万円増加し、4,588億28百万円となりました。これは主に、支払手形及び買掛金ならびに短期借入金が増加したこと、前受金を含む流動負債のその他が増加したこと等によるものであります。

当第2四半期連結会計期間末における純資産の残高は、対前連結会計年度比137億67百万円増加し、4,068億92百万円となりました。これは、主に自己株式の市場買付により自己株式の残高が増加したものの、2011年満期円貨建転換社債型新株予約権の一部が行使されたことにより資本金及び資本剰余金が増加したこと、また、四半期純利益336億24百万円の計上等により利益剰余金が増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における現金及び現金同等物は、890億71百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、193億44百万円の収入となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益228億46百万円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、主に有形固定資産の取得による支出などにより118億81百万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、主に短期借入金純額で減少したことにより66億4百万円の支出となりました。

(4) 事業上及び財政上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財政上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発費の総額は159億18百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	400,878,921	400,878,921	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	—
計	400,878,921	400,878,921	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21、会社法第236条、第238条第1項及び第2項並びに第240条第1項の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議（平成15年6月27日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成20年9月30日）
新株予約権の数	65個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	65,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,048円（注）1
新株予約権の行使期間	平成17年6月28日～平成25年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 1,048円 資本組入額 524円
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1 時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、株式の分割又は併合が行われる場合、行使価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

- 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
権利者が権利行使期間中に取締役又は執行役員の地位を失った場合、新株予約権割当契約に定めるところにより権利を行使することができる。
権利者が権利行使期間中に死亡した場合、相続人は、新株予約権割当契約に定めるところにより、権利を行使することができる。
- 再編行為時の取扱い
当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に一定の条件により承継させることができるものとする。

株主総会の特別決議（平成16年6月29日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成20年9月30日）
新株予約権の数	155個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	155,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,225円（注）1
新株予約権の行使期間	平成18年6月30日～平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 1,225円 資本組入額 613円
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1 時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定並びに旧商法第221条ノ2の規定（単元未満株式の売渡請求）に基づく自己株式の譲渡の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、株式の分割又は併合が行われる場合、行使価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

- 2 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
権利者が権利行使期間中に取締役又は執行役員の地位を失った場合、新株予約権割当契約に定めるところにより権利を行使することができる。
権利者が権利行使期間中に死亡した場合、相続人は、新株予約権割当契約に定めるところにより、権利を行使することができる。
- 3 再編行為時の取扱い
当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に一定の条件により承継させることができるものとする。

株主総会の特別決議（平成17年6月29日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成20年9月30日）
新株予約権の数	148個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	148,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,273円（注）1
新株予約権の行使期間	平成19年6月30日～平成27年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 1,273円 資本組入額 637円
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1 時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定並びに旧商法第221条ノ2の規定（単元未満株式の売渡請求）に基づく自己株式の譲渡の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、株式の分割又は併合が行われる場合、行使価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

- 2 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
権利者が権利行使期間中に取締役又は執行役員の地位を失った場合、新株予約権割当契約に定めるところにより権利を行使することができる。
権利者が権利行使期間中に死亡した場合、相続人は、新株予約権割当契約に定めるところにより、権利を行使することができる。
- 3 再編行為時の取扱い
当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に一定の条件により承継させることができるものとする。

取締役会の決議（平成19年2月27日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成20年9月30日）
新株予約権の数	99個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	99,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,902円（注）1
新株予約権の行使期間	平成21年2月28日～平成29年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 3,742円 資本組入額 1,871円
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1 時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、株式の分割又は併合が行われる場合、行使価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

- 2 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
権利者が権利行使期間中に取締役又は執行役員の地位を失った場合、新株予約権割当契約に定めるところにより権利を行使することができる。
権利者が権利行使期間中に死亡した場合、相続人は、新株予約権割当契約に定めるところにより、権利を行使することができる。
- 3 再編行為時の取扱い
当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に一定の条件により承継させることができるものとする。

取締役会の決議（平成19年7月27日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成20年9月30日）
新株予約権の数	261個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	26,100株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年8月28日～平成49年8月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 3,260円 資本組入額 1,630円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

権利者が権利行使期間中に取締役(委員会設置会社における執行役を含む)及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した場合等において、新株予約権割当契約書に従って権利行使をすることができる。

権利者が権利行使期間中に死亡した場合、相続人は、新株予約権割当契約に定めるところにより、権利を行使することができる。

2 再編行為時の取扱い

当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に一定の条件により承継させることができるものとする。

平成13年改正旧商法第341条ノ2の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（平成16年3月15日発行）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成20年9月30日）
新株予約権の数	32,900個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	15,986,394株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,058円
新株予約権の行使期間	平成16年3月29日～平成23年3月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 2,058円 資本組入額 1,029円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権付社債の残高	32,900百万円

(注)1 当社が社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後新株予約権を行使することはできないものとする。また、各新株予約権の一部行使はできないものとする。

2 新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、社債からの分離譲渡はできない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	777,453	400,878,921	799	65,475	799	80,711

(注) 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使に伴う増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	37,748	9.42
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	24,823	6.19
明治安田生命保険(相)	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	20,565	5.13
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 (株)みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	米国・ボストン (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	15,228	3.80
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	12,297	3.07
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	12,067	3.01
ジェーピーモルガンチェースバンク380055 (常任代理人 (株)みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	米国・ニューヨーク (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	11,952	2.98
東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	10,067	2.51
三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	9,134	2.28
日本生命保険(相)	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	7,893	1.97
計	—	161,776	40.36

(注) 当第2四半期会計期間において、フィデリティ投信(株)、エフエムアール エルエルシー (FMR LLC) の2社連名の株式大量保有報告に関する変更報告書が関東財務局長に提出され、平成20年8月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認が出来ないため、上記表には含めておりません。

なお、その株式大量保有報告に関する変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
フィデリティ投信(株) エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	37,929	9.48

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 4,466,000	—	—
完全議決権株式(その他)	394,067,000	394,067	1 単元 (1,000株) 未満の株式
単元未満株式	2,345,921	—	—
発行済株式総数	400,878,921	—	—
総株主の議決権	—	394,067	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式898株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株ニコン	東京都千代田区丸の内3丁目2番3号	4,466,000	0	4,466,000	1.11
計	—	4,466,000	0	4,466,000	1.11

(注) 上記には、旧商法第210条ノ2の規定によるストックオプション(株式譲渡請求権)のため取得した自己株式54,000株が含まれております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	3,110	3,400	3,570	3,400	3,620	3,630
最低(円)	2,675	2,725	3,070	3,000	2,880	2,305

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令第50号」（平成20年8月7日）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	90,228	113,973
受取手形及び売掛金	168,999	159,934
商品及び製品	141,294	117,082
仕掛品	133,090	118,302
原材料及び貯蔵品	27,672	29,335
その他	68,475	60,529
貸倒引当金	3,052	3,041
流動資産合計	626,708	596,117
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	¹ 42,412	¹ 41,879
機械装置及び運搬具(純額)	¹ 40,159	¹ 36,691
土地	15,206	15,488
建設仮勘定	7,549	8,232
その他(純額)	¹ 24,284	¹ 14,872
有形固定資産合計	129,612	117,163
無形固定資産		
投資その他の資産	23,311	21,661
投資有価証券	69,387	74,559
その他	16,807	11,222
貸倒引当金	106	104
投資その他の資産合計	86,088	85,678
固定資産合計	239,012	224,503
資産合計	865,721	820,621

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	195,000	186,060
短期借入金	13,716	11,321
1年内償還予定の社債	5,000	5,000
未払法人税等	22,201	32,063
製品保証引当金	7,912	8,551
その他	133,332	109,466
流動負債合計	377,163	352,463
固定負債		
社債	42,900	44,500
長期借入金	17,074	15,712
退職給付引当金	13,684	13,023
役員退職慰労引当金	437	532
その他	7,567	1,263
固定負債合計	81,665	75,032
負債合計	458,828	427,495
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,475	64,675
資本剰余金	80,711	79,911
利益剰余金	275,328	245,255
自己株式	13,513	1,357
株主資本合計	408,001	388,485
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,122	10,388
繰延ヘッジ損益	361	11
為替換算調整勘定	6,761	5,884
評価・換算差額等合計	1,277	4,492
新株予約権	168	146
純資産合計	406,892	393,125
負債純資産合計	865,721	820,621

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
売上高	487,141
売上原価	288,463
売上総利益	198,678
販売費及び一般管理費	※1 144,609
営業利益	54,069
営業外収益	
受取利息	761
受取配当金	721
持分法による投資利益	818
その他	1,837
営業外収益合計	4,138
営業外費用	
支払利息	699
現金支払割戻金	2,853
その他	1,552
営業外費用合計	5,105
経常利益	53,102
特別利益	
固定資産売却益	55
特別利益合計	55
特別損失	
固定資産除却損	648
固定資産売却損	23
減損損失	402
投資有価証券評価損	492
特別損失合計	1,566
税金等調整前四半期純利益	51,591
法人税、住民税及び事業税	※2 17,966
四半期純利益	33,624

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
売上高	249,271
売上原価	149,310
売上総利益	99,960
販売費及び一般管理費	※1 74,611
営業利益	25,349
営業外収益	
受取利息	389
受取配当金	113
持分法による投資利益	412
その他	684
営業外収益合計	1,600
営業外費用	
支払利息	351
現金支払割戻金	1,421
その他	1,186
営業外費用合計	2,958
経常利益	23,990
特別利益	
固定資産売却益	30
特別利益合計	30
特別損失	
固定資産除却損	260
固定資産売却損	20
減損損失	402
投資有価証券評価損	492
特別損失合計	1,175
税金等調整前四半期純利益	22,846
法人税、住民税及び事業税	※2 7,175
四半期純利益	15,670

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	51,591
減価償却費	15,594
減損損失	402
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△13
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	△646
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	582
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△94
受取利息及び受取配当金	△1,482
持分法による投資損益 (△は益)	△818
支払利息	699
固定資産売却損益 (△は益)	△32
固定資産除却損	648
投資有価証券評価損益 (△は益)	492
売上債権の増減額 (△は増加)	△10,608
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△39,120
仕入債務の増減額 (△は減少)	9,321
その他	20,615
小計	47,131
利息及び配当金の受取額	1,425
利息の支払額	△599
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△31,574
営業活動によるキャッシュ・フロー	16,383
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△15,787
有形固定資産の売却による収入	435
投資有価証券の取得による支出	△3,076
貸付金の増減額 (△は増加) (純額)	△159
その他	△5,621
投資活動によるキャッシュ・フロー	△24,209
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	4,406
長期借入れによる収入	1,700
長期借入金の返済による支出	△2,320
配当金の支払額	△5,386
自己株式の取得による支出	△12,285
その他	△1,283
財務活動によるキャッシュ・フロー	△15,169
現金及び現金同等物に係る換算差額	△890
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△23,886
現金及び現金同等物の期首残高	112,957
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 89,071

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 連結の範囲の変更

第1四半期連結会計期間より、株式会社仙台ニコンプレジジョンは、株式会社仙台ニコンの精機事業を分割し新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2 会計処理基準に関する事項の変更

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

通常の販売目的で保有するたな卸資産について、当社及び国内連結子会社は、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)により算定しております。

これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ6,492百万円減少しております。

また、この会計方針の変更に合わせて、従来、営業外費用で処理しておりました、たな卸資産評価減並びにたな卸資産解体処分損について、売上原価において処理することに変更しております。これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益が1,559百万円減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

これによる、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は、軽微であります。

(3) リース取引に関する会計基準等の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引について、当社及び国内連結子会社は、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以降開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末における未経過リース料残高を取得価額とし、期首に取得したのものとしてリース資産に計上する方法によっております。

これによる損益に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定しております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度末において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法により算定しております。

なお、「法人税等調整額」は、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、222,277百万円 であります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、214,793百万円 であります。

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)									
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は、次のとおりです。 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">44,229</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>製品保証引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">3,898</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">30,149</td> <td></td> </tr> </table>	広告宣伝費	44,229	百万円	製品保証引当金繰入額	3,898		研究開発費	30,149	
広告宣伝費	44,229	百万円							
製品保証引当金繰入額	3,898								
研究開発費	30,149								
※2 「法人税等調整額」は、「法人税、住民税及び事業 税」に含めて表示しております。									

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)									
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は、次のとおりです。 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">22,967</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>製品保証引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,982</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">15,918</td> <td></td> </tr> </table>	広告宣伝費	22,967	百万円	製品保証引当金繰入額	1,982		研究開発費	15,918	
広告宣伝費	22,967	百万円							
製品保証引当金繰入額	1,982								
研究開発費	15,918								
※2 「法人税等調整額」は、「法人税、住民税及び事業 税」に含めて表示しております。									

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)									
※1 現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末 残高と第2四半期連結貸借対照表に掲記されている 科目の金額との関係 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">90,228</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月超の定期預金等</td> <td style="text-align: right;">△1,156</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">89,071</td> <td>百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金	90,228	百万円	預入期間が3か月超の定期預金等	△1,156		現金及び現金同等物	89,071	百万円
現金及び預金	90,228	百万円							
預入期間が3か月超の定期預金等	△1,156								
現金及び現金同等物	89,071	百万円							

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式	400,878,921株

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式	4,466,898株

3 新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	当第2四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	168

(注) 当第2四半期連結会計期間末残高のうち、新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していない新株予約権の残高は83百万円であります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,391	13.50	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当第2四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年11月6日 取締役会	普通株式	利益剰余金	4,955	12.50	平成20年9月30日	平成20年12月8日

5 株主資本の著しい変動に関する事項

当第2四半期連結会計期間末の資本金及び資本剰余金の残高は、2011年満期円貨建転換社債型新株予約権の一部が行使されたことにより、それぞれ799百万円増加し、65,475百万円及び80,711百万円となりました。自己株式の残高は、前連結会計年度末より12,156百万円増加し、13,513百万円となっております。これは主に、平成20年5月12日開催の取締役会の決議に基づき、平成20年5月13日から平成20年5月21日にかけて、信託方式による市場買付により当社普通株式3,713,000株を総額11,997百万円にて取得したためであります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	精機事業 (百万円)	映像事業 (百万円)	インスト ルメンツ 事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	59,302	172,345	12,238	5,385	249,271	—	249,271
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	304	282	537	10,662	11,786	(11,786)	—
計	59,606	172,628	12,775	16,047	261,057	(11,786)	249,271
営業利益又は営業損失(△)	5,945	18,858	△190	815	25,429	(79)	25,349

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	精機事業 (百万円)	映像事業 (百万円)	インスト ルメンツ 事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	117,208	337,205	23,171	9,557	487,141	—	487,141
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	689	660	1,093	17,700	20,143	(20,143)	—
計	117,897	337,865	24,264	27,257	507,285	(20,143)	487,141
営業利益又は営業損失(△)	12,162	41,986	△1,283	1,507	54,373	(304)	54,069

(注) 1 事業区分の方法・・・当社グループの事業区分は、製品の種類及び販売市場の類似性等を考慮して行っております。

2 各事業区分の主要製品

精機事業・・・半導体露光装置、液晶露光装置

映像事業・・・デジタルカメラ、フィルムカメラ、交換レンズ

インストルメンツ事業・・・顕微鏡、測定機、半導体検査装置

その他事業・・・ガラス素材、望遠鏡

3 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、当社及び国内連結子会社は、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)により算定しております。これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益は精機事業において5,972百万円、映像事業において97百万円、インストルメンツ事業において280百万円、及びその他事業において141百万円それぞれ減少しております。

また、この会計基準の変更に合わせて、従来、営業外費用で処理しておりました、たな卸資産評価減並びにたな卸資産解体処分損について、売上原価において処理することに変更しております。これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益は精機事業において621百万円、映像事業において304百万円、インストルメンツ事業において201百万円、その他事業において431百万円それぞれ減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	81,647	71,183	58,469	37,970	249,271	—	249,271
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	147,706	514	13	47,220	195,454	(195,454)	—
計	229,354	71,697	58,482	85,191	444,725	(195,454)	249,271
営業利益	20,683	1,545	1,241	4,653	28,123	(2,774)	25,349

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	158,846	134,666	119,257	74,371	487,141	—	487,141
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	270,201	1,038	99	85,162	356,501	(356,501)	—
計	429,047	135,704	119,356	159,533	843,642	(356,501)	487,141
営業利益	45,546	2,950	1,290	8,523	58,310	(4,241)	54,069

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域は、次のとおりです。

(1) 北米・・・米国、カナダ

(2) 欧州・・・オランダ、ドイツ、イギリス

(3) アジア・オセアニア・・・中国、韓国、台湾、タイ、オーストラリア

3 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、当社及び国内連結子会社は、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)により算定しております。これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益は日本において6,492百万円減少しております。

また、この会計基準の変更に合わせて、従来、営業外費用で処理しておりました、たな卸資産評価減並びにたな卸資産解体処分損について、売上原価において処理することに変更しております。これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益は日本において1,500百万円、欧州において2百万円、アジア・オセアニアにおいて55百万円それぞれ減少しております。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	北米	欧州	アジア・ オセアニア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	67,834	57,450	69,962	3,942	199,190
II 連結売上高(百万円)					249,271
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	27.2	23.0	28.1	1.6	79.9

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	北米	欧州	アジア・ オセアニア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	127,759	114,838	131,187	7,979	381,765
II 連結売上高(百万円)					487,141
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	26.2	23.6	26.9	1.7	78.4

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域は、次のとおりです。

(1) 北米・・・米国、カナダ

(2) 欧州・・・オランダ、ドイツ、イギリス

(3) アジア・オセアニア・・・中国、韓国、台湾、シンガポール、オーストラリア

(4) その他の地域・・・中南米、アフリカ

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)			前連結会計年度 (平成20年3月31日)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (△は損) (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (△は損) (百万円)
通貨	為替予約取引 売建						
	米ドル	82,612	79,810	2,802	43,403	41,066	2,336
	ユーロ	24,941	22,610	2,331	20,609	20,480	129
	買建						
	円	3,149	3,664	515	—	—	—
	米ドル	16,071	15,815	△256	5,888	5,854	△34
	計	—	—	5,392	—	—	2,431

(注) 1 時価の算定方法

為替予約取引・・・為替相場については、先物為替相場を使用しております。

2 ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。

3 当該取引は、市場取引以外の取引となります。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1,026円01銭	983円94銭

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純利益	84円78銭	1株当たり四半期純利益	39円60銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	81円29銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	37円98銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(百万円)	33,624	15,670
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株主に係る四半期純利益(百万円)	33,624	15,670
普通株式の期中平均株式数(千株)	396,623	395,715
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	17,042	16,913
(うち新株予約権(千株))	308	210
(うち転換社債型新株予約権付社債(千株))	16,733	16,703
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

2【その他】

第145期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)中間配当については、平成20年11月6日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	4,955百万円
1株当たりの金額	12円50銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成20年12月8日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月4日

株式会社ニコン
取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 桃崎有治 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小野英樹 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニコンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニコン及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更2. 会計処理基準に関する事項の変更
(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は通常の販売目的で保有するたな卸資産について、従来、主として総平均法による原価法を採用していたが、第1四半期連結会計期間より、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用することに変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月12日

【会社名】 株式会社ニコン

【英訳名】 NIKON CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役取締役社長兼CEO兼COO 荻谷道郎

【最高財務責任者の役職氏名】 代表取締役兼CFO 寺東一郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内3丁目2番3号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役取締役社長兼CEO兼COO苅谷道郎及び当社最高財務責任者代表取締役兼CFO寺東一郎は、当社の第145期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

